

令和7年度 第2回周南市地域福祉計画評価・策定委員会 次第

日時：令和7年11月13日（木）

19時00分～20時00分

場所：周南市シビック交流センター 交流室7

1 開会

2 第5次周南市地域福祉計画等素案について

3 その他

今後のスケジュールについて

4 閉会

第5次周南市地域福祉計画（案）

第5次周南市地域福祉活動計画（案）

第2次周南市再犯防止推進計画（案）

第2次周南市成年後見制度利用促進計画（案）

第2次周南市重層的支援体制整備事業実施計画（案）

周南市

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会

第1章 地域福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方で

す。
地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

このたび、周南市では、社会情勢や制度の変化に対応するため、令和3年3月に策定した「第4次周南市地域福祉計画」が令和7年度に終了することから、新たに「第5次周南市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 国の動向

国では、社会福祉法の改正により地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と関係機関等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこととなりました。包括的な支援体制の構築を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実が求められています。

また、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示されました。日本でも政府や民間企業が一体となり、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みを進めています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性別、年齢、障害の有無など、多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らしていくことのできる社会が求められています。

3 計画の 期間

令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とします。
また、計画の進捗状況については、毎年評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

| 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 | 令和13年 |
|-------|---------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 第4次計画 | 第5次地域福祉計画等（※） | | | | | 次期計画 |

※再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画、重層的支援体制整備事業実施計画を含む

4 これまでの 地域福祉計画 の基本理念

■ 第1次地域福祉計画

【計画期間：平成18年度～平成22年度】

だれもが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまちづくり

■ 第2次地域福祉計画

【計画期間：平成23年度～平成27年度】

地域でつながり、共につくろう 笑顔あふれる福祉のまちしゅうなん

■ 第3次地域福祉計画

【計画期間：平成28年度～令和2年度】

ふれあい支え愛 いのちと心をつなぐ 周南

■ 第4次地域福祉計画

【計画期間：令和3年度～令和7年度】

地域でつながり、支え合う 安心して暮らせる福祉のまちしゅうなん

5
計画の
位置づけ

周南市まちづくり総合計画 (前期基本計画)



周南市地域福祉計画

周南市再犯防止推進計画
周南市成年後見制度利用促進計画
周南市重層的支援体制整備事業実施計画



- ・周南市老人保健福祉計画
- ・周南市介護保険事業計画
- ・周南市障害者計画
- ・周南市障害福祉計画
- ・周南市障害児福祉計画



周南市地域福祉活動計画



- ・周南市子ども計画
- ・周南市健康づくり計画
- ・その他計画（防災等）



山口県再犯防止推進計画
山口県地域福祉支援計画

6 計画の 策定方法

計画の策定にあたり、福祉分野の関係者や公募で選出された委員で構成する周南市地域福祉計画評価策定委員会を設置し、策定しました。

また、地域福祉に関する市民意識調査を実施し、広くニーズや意見等を調査しました。

(1) 調査対象

市 民：市内在住の18歳以上の市民…3,500人
高校生・大学生：市内の高校生及び大学生…1,000人
関係団体：市内の地域福祉に関わる団体…20団体
相談支援機関：市内の相談支援等をしている機関等・事業所等
…21団体及び市役所の各相談にあたる窓口

(2) 調査期間

市民、高校生・大学生：令和6年12月6日から令和7年1月10日までの間
関係団体、相談支援機関：令和7年1月23日から令和7年2月7日までの間

(3) 調査方法

市 民：郵送により調査票を配付／郵送及びインターネットによる回答
高校生・大学生：学校経由で調査票を配付／インターネットによる回答
関係団体：郵送により調査票を配付／郵送による回答
相談支援機関：郵送により調査票を配付／郵送による回答

(4) 回収状況

| 区分 | 発送数 | 回答数 | 有効回答率 |
|---------|--------|--------|-------|
| 市民 | 3,500通 | 1,260通 | 36.0% |
| 高校生・大学生 | 1,000通 | 395通 | 39.5% |
| 関係団体 | 20通 | 14通 | 70.0% |
| 相談支援機関 | 21通 | 13通 | 61.9% |

第2章 前計画の総括

《第4次周南市地域福祉計画》

前計画の基本目標「安心・安全に暮らせるまちづくり」「みんなが助け合う地域づくり」「自分らしい生き方を支える仕組みづくり」「必要なサービスを受けられる体制づくり」別に、取り組みの評価と課題の抽出を行いました。

【 基本目標別評価 】

1. 安心・安全に暮らせるまちづくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|--------------------|---|
| 1. 安心・安全に暮らせるまちづくり | <p>1. だれもが生活しやすい地域環境づくり</p> <p>コンパクト・プラス・ネットワークの構築に向けた取り組みについては、「周南市立地適正化計画」と「周南市地域公共交通計画」を連携させながら、居住及び都市機能を集めるコンパクトなまちづくりと、公共交通ネットワークの形成による地域や拠点のつながりの強化を進めてきました。</p> <p>公共交通の観点からは、幹線である路線バスの維持・確保への支援を行うとともに、必要に応じて、支線であるコミュニティ交通の導入を進めることなどにより、地域と拠点、拠点と拠点を結ぶ効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図りました。</p> <p>今後も、暮らしに必要な機能を適切に保ち、地域全体で支え合える持続可能な都市構造の形成を目指して、両計画を一体的に進める必要があります。</p> <p>こどもの安全を守る取り組みとして、不審者や野犬出没情報等の保護者向けメールを4年間の平均で年43回配信しました。</p> <p>悪質商法やうそ電話詐欺などの消費者被害を防止する取り組みとして、しゅうなん出前トークによる講座を4年間の平均で年20回実施しました。</p> <p>また、定期的に「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を開催し、行政、介護関係団体、弁護士会、警察などの関係機関と情報共有を図っており、今後も消費者被害を防ぐために地域の見守り活動や、多機関によるネットワーク構築が必要です。</p> <p>もやいネットセンターでは、住居に課題を抱える人への支援について、居住サポート住宅に入居する、日常生活を営むために援助を必要とする住宅確保要配慮者のサポート体制を住宅部局等と連携し整備しました。</p> <p>2. 災害時における要配慮者支援体制の整備</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>評価指標としていた「率先避難促進事業に取り組む自主防災組織数」については、令和元年度の2組織から令和6年度には16組織まで増加しました。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿について毎年更新しており、市内20地区の自主防災組織へ提供し、個別避難計画の作成を促進しています。</p> <p>今後も、自主防災組織への名簿の提供を働きかけることで、具体的な支援体制が整備されるよう、更なる取り組みが必要です。</p> |
|--|--|

2. みんなが助け合う地域づくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|------------------|---|
| 2. みんなが助け合う地域づくり | <p>1. 見守り体制の充実</p> <p>評価指標としていた認知症サポーターの累計養成数は、令和元年度の14,347人から令和6年度には16,934人へ増加しました。</p> <p>令和6年1月に、認知症基本法が施行され、認知症の人を含めた全ての人々が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現を推進することとされました。</p> <p>サポーター養成講座受講者を対象とした認知症ステップアップ講座の受講者は令和4年度の25人から令和6年度は113人に増加しており、今後もチームオレンジの構築など、認知症の人を地域で支える体制の推進につなげていく必要があります。</p> <p>もやいネット支援事業者の拡充については、令和元年度の68事業者から令和6年度には73事業者へ増加しました。また、高齢者等見守りSOSネットワークの啓発についても、登録者数が81から133に増加するなど、地域で高齢者を見守る体制を推進しました。</p> <p>2. 支え合い意識の醸成</p> <p>評価指標である「いきいき百歳体操に取り組む『住民運営の通いの場』の数」は令和元年度の114箇所から令和6年度には137箇所に増加し、参加者の運動機能の低下を防止するとともに、参加者同士の支え合いの意識の強化につながりました。</p> <p>また、市内21地区・団体において、持続可能な地域づくり活動に向けた具体的な取り組みである「地域の夢プラン」が策定され、地域住民が支え合い、それぞれの地域特性を活かした活動を通じて、地域の魅力の発信や課題解決につながりました。引き続き、こうした取り組みを支援する必要があります。</p> <p>こども食堂の数は、5箇所から26箇所に増加し、地域交流の場や共生の場の提供をサポートすることができました。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>今後も、こども達が地域に見守られ、安全安心に過ごすことのできる多種多様な居場所が増えるよう、更なる取り組みの推進が必要です。</p> <p>3. 地域福祉の担い手づくり</p> <p>地域の支え合い活動を紹介するリーフレットを作成したほか、ボランティア団体等の活動紹介やフレイル予防などをテーマに「サロンの担い手研修会」を各地区で開催し、地域福祉の重要性の啓発に努めました。</p> <p>一方、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の高齢化や、なり手不足が依然として課題であり、人材の確保や育成を継続していく必要があります。</p> <p>4. 社会参加の推進</p> <p>評価指標である「障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額」は令和元年度の2,597万円から令和6年度には3,258万円となっており、令和7年度の目標値である2,850万円を早期に達成しました。</p> <p>また、障害者スポーツ大会への参加支援や、就労系施設へ通所する障害者への経済的支援を行うなど、障害者の社会参加を促進するための支援を行いました。</p> <p>一方、高齢者の仲間づくり活動の支援については、老人クラブの会員数が令和元年度の5,442人から令和6年度は3,632人に減少しました。</p> <p>老人クラブをはじめとした既存団体の支援のほか、ライフスタイルの変化に伴った、多様な社会参加や働き方を支援し、高齢者一人ひとりが生きがいをもって活動できる機会の提供が必要です。</p> |
|--|---|

3. 自分らしい生き方を支える仕組みづくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|-----------------------|--|
| 3. 自分らしい生き方を支える仕組みづくり | <p>1. 相談体制の充実</p> <p>もやいネットセンターは、対象や属性を問わない福祉の総合相談窓口として年間3～4千件の相談を受けており、多機関連携による課題解決に努めました。</p> <p>一方で、制度の狭間に取り残された人や複合的な課題に対応するため、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、引き続き、もやいネットセンターや地域包括支援センターなどの関係機関と包括的相談支援体制を強化する必要があります。</p> <p>こどもや子育て世代を支える仕組みとしては、令和6年度に「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を強化・一体的に実施する「こども家庭センター」を設置しました。児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制を強化し、専門職が子育てに関する不安や困りごとなど、個別の</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ニーズを的確に把握したうえで、必要なサービスを切れ目なく提供し、包括的な支援の充実を図りました。</p> <p>2. 権利擁護の推進</p> <p>評価指標である「もやいネット支援事業者研修会累計受講者数」は、令和元年度の40人から令和6年度には281人に増加しました。新型コロナウイルスの影響により対面での研修会が開催できない年度もありましたが、目標値の250人を超えました。</p> <p>3. 情報提供の充実</p> <p>令和6年度の母子手帳アプリでの配信登録者数や視覚障害者向け文書への点字シールの貼付等を実施する庁内部署数は令和元年度よりいずれも増加するなど、情報提供の充実を図りました。</p> <p>一方、あらゆる世代に対しての情報提供を充実するためには、広報誌やメール配信のみならず、SNSの活用など、様々な媒体を活用した情報発信が求められているほか、適切なタイミングで情報を提供できるよう、情報発信の手法について工夫していく必要があります。</p> |
|--|---|

4. 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|-------------------------|---|
| 4. 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり | <p>1. 包括的な福祉サービスの基盤整備</p> <p>評価指標である「第2層協議体の設置数」は令和元年度の11協議体から、令和6年度には25協議体に増加し、目標を上回って設置することができました。</p> <p>令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始し、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題に関係機関と連携して対応できる体制を整備しました。</p> <p>また、在宅医療介護連携の多職種ネットワーク「あ・うんネット周南」においては、関係機関との連携会議を年間25回以上開催し、連携体制の構築を進めたほか、「入退院支援ガイドブック」の作成等による啓発を行いました。</p> <p>生活支援・介護予防サービスの提供については、地域での支え合い活動やサービスの提供にばらつきがあり、サービス・活動の拡充に向けて多様な主体への働きかけ等が必要です。</p> <p>2. 支援が届きにくい人への対応</p> <p>重層的支援体制整備事業の開始により、地域社会から孤立状態の人や継続的支援が必要な人に対し、アウトリーチ等を通じた支援が可能な体制を整備しました。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>また、令和6年度にひきこもり支援ステーションを開設し、ひきこもり状態にある人への居場所づくりや伴走支援を行いました。</p> <p>今後も、関係機関との連携を深め、重層的支援体制整備事業を強化することで、複雑な生活課題を抱える人が、相談から適切な支援につながり、地域で安心して暮らせるよう、包括的な支援体制を構築していく必要があります。</p> |
|--|---|

第4次周南市地域福祉活動計画（社会福祉法人 周南市会福祉協議会）

前計画の各基本目標について、以下のとおり評価を行い、詳細について説明します。

評価基準

| 評価 | 基準 |
|-----------|--|
| A 達成 | 取り組みを進めるための事業等を実施し、目標をほぼ達成している。 |
| B 概ね達成 | 概ね、取り組みに示した通り事業等を実施した。 取り組みを実施したが、まだ十分ではなく課題を残している。 |
| C 一部着手 | 取り組みを進めるための事業等を実施したが、目標を一部しか達成していない。 取り組みに示した事業等を実施したが、実施内容の見直しが必要。 |
| D 未着手 | 取り組みを掲げたが、着手に至っていない。 |

| 基本目標1 安心・安全に暮らせるまちづくり | 評価 |
|---|----|
| 1—(1)だれもが生活しやすい地域環境づくり | |
| 学校や地域からの福祉教育の要請に対し、車いす体験やアイマスク体験、高齢者疑似体験等の体験講座を行い、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。 | A |
| 市内の福祉施設や総合支援学校等に協力してもらい、高校生向けのボランティアサマースクールを開催し、福祉体験の場づくりに努めます。 | A |
| 車いすで生活している人の移動を支援するため、福祉車両の貸出し事業を積極的に推進します。 | B |
| 「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証制度」の利用促進を図ります。 | B |

| | |
|--|---|
| 一時的に車椅子を利用される場合や、地域や学校で車椅子の体験学習を行う場合に、無料で車椅子を貸し出します。 | A |
| 住民や住民団体、関係機関、民間事業者、行政などが連携して、だれもが安心・安全に暮らし続けられる取り組みを進めます。 | B |
| 周南市自立相談支援センターにおいて、生活困窮者やひきこもり状態にある人など、就労への課題を抱えている人が、就労体験やボランティア活動をとおして、就労につながっていくような場づくりを関係機関・団体と連携して進めていきます。 | A |
| 1-(2)災害時における要配慮者支援体制の整備 | |
| 災害ボランティア活動について周知・啓発を図るとともに、災害発生時に備える活動を支援します。 | B |
| 災害ボランティア講座を開催し、災害時にボランティアセンターの運営に協力していただける人材を養成します。 | B |
| 「災害ボランティア活動マニュアル」(令和元年度改訂)の見直しを必要に応じて行い、更なる活動の充実につながるよう努めます。 | A |
| 「災害ボランティアセンター職員行動マニュアル」(令和2年度に策定)を基に社協職員研修会を開催し、災害時における社協職員の役割について点検作業を行います。 | B |
| 地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等の関係団体、民生委員・児童委員、福祉員等の福祉関係者、社会福祉法人地域公益活動推進協議会、地域包括支援センター等の関係機関による相互の協力・連携を促進し、日常的な見守り活動と連動させながら、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。 | B |

1. 安心・安全に暮らせるまちづくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|--------------------|---|
| 1. 安心・安全に暮らせるまちづくり | <p>(1)だれもが生活しやすい地域環境づくり 誰もが生活しやすい地域について考えてもらうため、希望する市内の小・中・高等学校に訪問し、福祉体験学習を行いました。学校等が依頼しやすいように福祉教育出前講座の一覧表を作成し、毎年案内することで体験しやすい環境づくりに努めました。</p> <p>(2)災害時における要配慮者支援体制の整備 令和元年度に改訂した「周南市災害ボランティアセンター活動マニュアル」に基づき、災害時の災害ボランティアセンター立ち上げに必要な物品の管理や職員への研修を定期的に行っています。「周南3市災害ボランティア講座」も継続して実施しており、多くの市民の皆様にご参加いただきました。令和7年度には「災害ボランティアセンター活動マニュアル(2訂)」について、前回の改訂からの変更点について委員の皆様からのご意見を伺い、3訂版を作成しました。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>災害発生時の協力について、ライオンズクラブ、周南青年会議所等と協定を締結するなど、協働による災害ボランティアセンター運営に向けた体制整備を行いました。令和6年度からは、平時から顔の見える関係づくりを目的として、行政、協定締結団体との連絡会を開催しています。</p> |
|--|---|

| 基本目標2 みんなが助け合う地域づくり | 評価 |
|--|----|
| 2-(1)見守り体制の充実 | |
| 周南市と連携して、「もやいネットセンター」と「もやいネット地区ステーション」の連携強化に努め、「もやいネット地区ステーション」の機能充実を図ります。 | B |
| 懇談会、意見交換会などの機会を活用して、「民生委員・児童委員、福祉員、地域福祉コーディネーター(もやいネット地区ステーション職員)」で相互の連携強化を図り、地域における見守り活動の充実に取り組みます。 | B |
| 住民の福祉員活動に対する一層の理解促進と活動への協力を促すために、市社協だよりや地区社協だより、ホームページなどを活用し、福祉員活動の普及・啓発を図ります。 | A |
| 支部(新南陽、熊毛、鹿野)の圏域及び地区社会福祉協議会(31地区)単位で福祉員研修会を開催し、福祉員の資質向上を図り、活動の充実強化に取り組みます。 | A |
| 福祉員を設置できていない自治会に、設置に向けた働きかけを行い、地域福祉活動の環境整備を図り、活動の基盤強化に取り組みます。 | C |
| 2-(2)支え合い意識の醸成 | |
| 日常生活で支援を必要とする高齢者や障害者等に対して支援を行い、地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを進めます。(生活支援体制整備事業の推進) | A |
| 地域における話し合いの場(第2層協議体)づくりをとおして、買い物支援サービスやごみ出しなど、地域の実情に合った生活支援サービスの開発を推進します。(生活支援体制整備事業の推進) | A |
| 生活支援コーディネーターによる集いの場の創出やニーズと取り組みのマッチングを行うなど、地域におけるコーディネート機能の強化を図ります。 | B |
| 地区社会福祉協議会が実施する住民同士の支え合い活動をより積極的に支援します。 | B |
| 社協だよりやホームページを使って、地域の支え合い活動を紹介するなど、地域福祉活動の普及・啓発を行います。 | A |
| 地域福祉推進セミナーやボランティア講座を開催し、社会福祉に関する意識啓発を行います。 | B |
| 共同募金運動を通じた市民や生徒・児童に対する福祉教育を推進します。 | B |

| | |
|---|---|
| 共同募金(地域配分)の配分方法を見直し、地域活動への配分増額について検討します。 | A |
| 赤い羽根共同募金が、地域福祉活動やボランティア活動を支援し、地域福祉の向上のために活用されていることを広く市民に周知します。 | B |
| 支部の圏域及び地区社会福祉協議会単位に福祉員研修会を開催し、地域における支え合い活動を推進します。 | A |
| 閉じこもりがちや要介護状態になる恐れがある高齢者等を対象に、社会的孤立の解消や介護予防を図ることを目的に、「ふれあい・いきいきサロン」を推進します。 | A |
| 子育て中の保護者が地域で孤立しないように、交流や情報交換の場として、「ふれあい子育てサロン」を推進します。 | B |
| 2-(3)地域福祉の担い手づくり | |
| 地域福祉推進セミナーやボランティア講座、各種研修会を開催し、地域での活動に参加するきっかけづくりを行います。 | B |
| ボランティアとそれを必要とする人を結びつけるマッチング機能の充実を図るとともに、活動の場の確保に努めます。 | B |
| 社協だより、ホームページ、掲示板等を活用して、活動の場の情報提供を行います。 | B |
| 市内31箇所に設置されている地区社会福祉協議会が、地域の課題解決に向けた独自の取り組みができるように支援します。 | B |
| 市内の福祉施設や総合支援学校等に協力してもらい、高校生向けのボランティアサマースクールを開催し、福祉体験の場づくりをとおして、若者の担い手育成に努めます。 | A |
| 地区社会福祉協議会単位で、福祉員活動の啓発を図り、担い手づくりへの働きかけを行います。 | B |
| 2-(4)社会参加の推進 | |
| ボランティア講座の開催や社協だより、ホームページによる情報提供をとおして、高齢者が地域社会で活躍できる場づくりを進め、社会参加の促進を図ります。 | B |
| ふれあい・いきいきサロンやふれあい子育てサロンを通じて、人と人との交流を深め、生きがいを持って地域で生活する環境づくりに努めます。 | B |
| 地区社会福祉協議会が地域におけるボランティア活動の場となるよう、活動の充実強化を図ります。 | B |

2. みんなが助け合う地域づくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|------------------|---|
| 2. みんなが助け合う地域づくり | (1)見守り体制の充実 もやいネット地区ステーション事業では31地区社協ごとに配置した地域福祉コーディネーターが独居高齢者宅に訪問を行うなどし、見守り活 |

動を行いました。地域福祉コーディネーター会議や圏域会議で事例検討等の専門的な研修を実施することで連携強化を図りました。

また、市もやいネットセンターや地域包括支援センターをはじめとした相談機関とも協力しながら、課題を抱えた方の早期発見に努め、地域福祉を担う一員として、地区社協、民生委員児童委員、福祉員の会議への出席、相互の連携を強化しました。

(2) 支え合い意識の醸成

支部圏域及び地区社協単位で福祉員研修会を開催し、福祉員の役割や資質向上を図りました。

また、市福祉関係課と協働で支え合いのまちづくりを推進するために、引き続き、生活支援体制整備事業に取り組みました。協議体未設置地区については、より身近な地域の課題を話し合う「地域支え合い会議」を実施し、地域でできることを考える機会を設けました。地域で立ち上がった助け合いの仕組みを紹介する「支え合いのまちづくり活動発表会」を周南市と共同で開催し、市民への啓発を図りました。

(3) 地域福祉の担い手づくり

新たな担い手の発掘と地域活動のヒントとなるよう、市内で行われている助け合い活動を地域の研修等で紹介し、独自の取り組みを始めるきっかけづくりを行いました。

また、地区社協活動、福祉員活動を地域のボランティア活動の一つとしてとらえ、ボランティア活動を希望する人にマッチングを実施しています。

令和4年度には「地区社協のあり方検討委員会」を設置し、今後の地区社協活動の方向性を示した「第3次地区社協活動推進計画」を策定しました。

(4) 社会参加の推進

市社協では「ふれあい・いきいきサロン」を高齢者の身近な地域での居場所として位置づけ、担い手支援や新規立ち上げの支援を行いました。ふれあい・いきいきサロン担い手交流研修会は、参加者の利便性を図るため、徳山、新南陽、熊毛、鹿野の4圏域ごとに開催し、出前講座も毎年新しいメニューを追加し、担い手支援を行っています。

また、ボランティア活動の導入として、高校生や社会人対象のボランティア講座を実施しました。毎夏に高校生向けのボランティアサマースクー

| | |
|--|---|
| | <p>ルを開催し、周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会と連携して福祉体験の選択肢を増やすことで参加者増につながりました。</p> <p>令和7年度の高校生ボランティアサマースクールでは、周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会、市生涯学習課等のご協力をいただき、市内の福祉施設での体験や夏休み中のイベント等で、約60名の高校生を受け入れていただきました。</p> |
|--|---|

| 基本目標3 自分らしい生き方を支える仕組みづくり | 評価 |
|--|----|
| 3-(1)相談体制の充実 | |
| 「もやいネット地区ステーション」の取り組みについて周知を図り、だれもが相談できるように努めます。 | B |
| 生活課題を持つ人がその人らしい生活ができる地域づくりをめざして、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施に取り組むことで、生活困窮者自立支援事業の充実に努めます。 | A |
| 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見人受任事業の取り組みを一層強化するとともに、成年後見制度利用促進における地域連携ネットワークの中心的な役割となる中核機関の機能充実に努めます。 | B |
| もやいネットセンターや地域包括支援センター、社会福祉法人地域公益活動推進協議会等との連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築を進めます。 | B |
| 本会が事務局を担っている社会福祉法人地域公益活動推進協議会において、「福祉なんでも相談会」を実施します。 | D |
| 社会福祉法人地域公益活動推進協議会で作成した「相談窓口一覧表」を活用して、他法人とも連携した相談支援に努めます。 | B |
| 社会福祉法人地域公益活動推進協議会の担当相談員が定期的に連絡を取り合う機会をつくり、相談を繋ぎやすくなるよう、法人間のネットワークづくりに取り組みます。 | A |
| 3-(2)権利擁護の推進 | |
| 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度のパンフレットを作成し、その内容や利用方法を広く周知します。 | C |
| 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度に関する研修会を開催し、市民への理解促進を図ります。 | B |
| 地域で開催される研修会・勉強会の場を利用して、事業や制度の内容、利用方法について周知を図ります。 | A |
| 周南市と連携して、成年後見制度の利用を促進する体制を確立します。 | B |
| 判断能力に不安のある人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、支援活動を行います。(法人成年後見人受任事業) | B |

| | |
|--|---|
| 軽度の認知症高齢者や障害者(知的障害者・精神障害者)等の判断能力に不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。(地域福祉権利擁護事業) | B |
| 成年後見の申立てや後見人の活動に関する相談に応じ、必要な支援を行います。(成年後見制度の利用支援) | A |
| 判断能力に不安のある人の権利を擁護するため、市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成に着手します。 | D |
| 3-(3)情報提供の充実 | |
| ホームページの文字の大きさやレイアウト等を見直し、福祉に関する情報を必要とする人に分かりやすく伝えられるように工夫します。 | A |
| ホームページに掲載する情報を定期的に更新し、最新の情報を提供するように努めます。 | B |
| 社協だよりの掲載内容について見直しを行い、常に新しい情報を伝えられるように努めます。 | B |
| メールや本会掲示板などを活用して、新しい情報をすみやかに伝えられるように努めます。 | B |
| 報道機関等を通じて、幅広い福祉情報の提供や発信に努めます。 | B |
| 把握したニーズは、周南市と連携して対応を検討します。 | A |

3. 自分らしい生き方を支える仕組みづくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|-----------------------|--|
| 3. 自分らしい生き方を支える仕組みづくり | <p>(1)相談体制の充実</p> <p>市社協では、令和6年度から周南市で取り組みが始まった重層的支援体制整備事業の一端を担っています。「周南市自立相談支援センター」では、市福祉関係課、ハローワーク等の関係機関と連携し、相談支援を行いました。また、「周南市成年後見支援センター」では、従来からの初期相談対応、成年後見制度の広報啓発と合わせ、令和5年度から成年後見申立の支援に積極的に取り組みました。</p> <p>(2)権利擁護の推進</p> <p>成年後見制度の利用促進のため、裁判所書記官や弁護士を講師とした成年後見利用促進市民講座を周南市と共催で実施し、令和5年度は54名、令和6年度は52名の参加がありました。また、自立相談支援センターにおいては、関係機関との連携強化を目的に地域包括支援センターを個別に訪問し、事業説明を行いました。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々や、社会的・経済的に弱い立場にある人々の権利と尊厳を守り支援していくため、今後も日常生活自立支援事業、法人成年後見人受任事業、周南市成年後見支援センター、自立相談支援センターの各相談事業で連携を取りながら事業を進めていきます。</p> <p>(3)情報提供の充実</p> <p>令和3年度に市社協ホームページをリニューアルし、閲覧者が地域福祉活動に関心が持てるよう、寄付、イベント、地区社協活動などの情報発信のページを作成しました。令和5年度からはInstagram等のSNSを活用した情報発信を積極的に行っています。また、令和6年度には周南市社協設立20周年に合わせ、市内の小、中、高校、大学生に公募し選定された「ふくちゃん」が市社協公式マスコットキャラクターとなりました。親しみやすいキャラクターを活用し市社協や地域の活動を発信する広報担当として活動していきます。</p> |
|--|---|

| 基本目標4 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり | 評価 |
|--|----|
| 4-(1)包括的な福祉サービスの基本整備 | |
| もやいネットセンターや地域包括支援センター、社会福祉法人地域公益活動推進協議会等の関係機関との連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築を進めます。 | B |
| 第2層協議体や地区社会福祉協議会における定期的な話し合いの場において地域の福祉課題を受け止め、関係機関・団体などと連携して解決に向けた取り組みを行い、継続的に支援します。 | A |
| 周南市と連携して、包括的な支援体制の構築に向けた検討を行います。 | A |
| 4-(2)支援が届きにくい人への対応 | |
| 生活上の課題を持つ人がその人らしい生活ができる地域づくりをめざして、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施に取り組むことで、生活困窮者自立支援事業の充実に努めます。 | A |
| 自立相談支援事業については、生活困窮者やひきこもり状態にある人など、支援を必要とする人が適切な支援に結びつくように、寄り添い型の支援に努めます。また、ハローワーク等との連携を強化し、円滑な就労支援に取り組めます。 | A |
| 就労準備支援事業については「ひきこもり状態で社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」「就労経験が少なく、仕事をしていない期間が長い」など、直ちに就労することが困難な人が社会参加できるよう、職場体験やボランティア体験の場の提供や一般就労のための基礎能力の養成を行い、就労につながるよう支援します。 | A |

| | |
|--|---|
| 家計改善支援事業については、相談者自らが家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や関係機関への紹介等を行いながら、継続的に自立に向けた支援を行います。 | A |
| 認知症や知的・精神障害により判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように、地域福祉権利擁護事業や成年後見事業の普及・啓発に努めるとともに、相談業務職員の質の向上に努めます。 | B |
| 生活上の課題を持つ人がその人らしい生活ができる地域づくりをめざして、地域と福祉の関係者が相互に連携することに努めます。 | B |

4 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|-----------------------|---|
| 4. 必要なサービスを受けられる体制づくり | <p>(1)包括的な福祉サービスの基盤整備 地域での居場所づくりや有償ボランティアの立ち上げ等に向けた話し合いの場である「協議体」は令和3年度末に18地区19箇所、令和6年度末には、24地区25箇所設置となりました。平成27年度からの取り組みの中で、有償ボランティアの取り組みも誕生し、地域住民のちょっとした困りごとの支援を行う地区も出てきました。また、令和4年度からは地域福祉係に地区担当制を敷き、担当地区に出向き、協議体や地区社協での協議等に参加し、情報提供や運営のサポートを行いました。</p> <p>(2)支援が届きにくい人への対応 自立相談支援センターでは、仕事や生活に困っている方を対象として、関係機関と連携しながら相談者一人ひとりの状況に合わせた伴走型の支援を行いました。就労準備支援事業では、行政、ハローワーク等の関係機関と連携を取りながら、生活困窮者に陥った人の就労支援を行いました。併せて、ひきこもりなどで社会とのつながりが希薄な人の社会性を養うため、ボランティア体験の場を提供し伴走型支援を行いました。実際に職場体験に職員が同行するなど、きめ細やかな支援を行うことで就労に結び付き、生活が安定したケースもありました。</p> <p>また、一時的な食糧を必要とする人への支援として、「あんしん生活食料支援事業」を、生活資金がなく困っている人への貸付事業など、生活困窮者自立支援事業と一体的に相談者の支援を実施しました。</p> |

《第1次周南市再犯防止推進計画》

取り組みの評価と課題の抽出を行いました。

| 取り組み | 評価 |
|----------------------|--|
| 1. 市ホームページへの掲載 | 法務省中国矯正管区から提供される、自治体向け広報誌「きょうせい」を定期的に市ホームページへ掲載し、各県の再犯防止の取組や他機関との連携事例を紹介しました。 |
| 2. 社会を明るくする運動の推進 | <p>毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間において、周南市長や周南警察署長、周南保護区保護司会会長などで構成される「社会を明るくする運動 周南地区推進委員会」の主催により周南市役所から徳山駅前広場まで街頭パレードを行い、犯罪・非行の防止や、犯罪を犯した人の更生を地域社会で支えることについて、啓発を行いました。</p> <p>また、徳山夏祭りで啓発活動を行ったほか、新南陽、熊毛、鹿野の各地区においても、イベント開催時に保護司などによる啓発を行いました。</p> |
| 3. 再犯防止啓発パネル展の開催 | 岩国刑務所との共催で、周南市役所本庁舎にて、再犯防止や保護司の役割、刑務官の業務を紹介するパネル展示のほか、刑務所作業製品の展示、販売や啓発グッズの配布などを通じて、更生保護に関して広く周知や理解を深める活動を行いました。 |
| 4. 再犯防止推進に係る意見交換会の開催 | 本市関係部署や周南市社会福祉協議会、周南警察署、保護司会などと意見交換を実施しました。市の取り組みとして「犯罪被害者とその家族に対する取り組み」や「非行の防止と修学支援に関連した子どもの居場所づくり」などの紹介を行いました。 |
| 5. 更生保護サポートセンターの紹介 | 保護司が常駐する「更生保護サポートセンターしゅうなん」を市広報誌にて紹介し、保護司の業務や保護観察中の人の立ち直り支援などの取り組みを紹介しました。 |
| 課題 | 犯罪を犯した人の再犯防止や社会復帰については、引き続き、保護司会や警察などの関係機関と緊密に連携しながら、更なる普及啓発に取り組む必要があります。 |

《第1次周南市成年後見制度利用促進計画》

前計画の基本目標「地域連携ネットワークづくり」、「制度の啓発・利用促進」、「助成制度の整備」別に、取り組みの評価と課題の抽出を行いました。

| 基本目標 | 取り組みの評価と課題 |
|------------------|---|
| 1. 地域連携ネットワークづくり | <p>支援体制の整備、中核機関の整備</p> <p>周南市（地域福祉担当課、障害者支援担当課）と周南市社会福祉協議会内に設置した「周南市成年後見支援センター」を中核機関として、地域の見守り関係者や専門機関等が把握した権利擁護支援の必要な人について、関係機関によるチーム支援を行い、成年後見制度等の利用につなげました。</p> <p>また、周南市、周南市社会福祉協議会、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）などで構成する周南市成年後見制度利用促進連携協議会を設置し、定期的に会議を開催し、本市における権利擁護支援の現状や課題等を共有し連携の強化を図りました。</p> <p>引き続き、中核機関を中心に、地域連携ネットワークの更なる強化を図る必要があります。</p> <p>【成年後見、権利擁護に関する相談件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もやいネットセンター 令和6年度…100件 ・成年後見支援センター 令和6年度…102件 |
| 2. 制度の啓発・利用促進 | <p>制度の啓発・利用促進</p> <p>周南市社会福祉協議会（周南市成年後見支援センター）との連携により、市民講座や研修会の開催、出前トークを実施するとともに、ホームページやチラシ等を活用し、成年後見制度について市民や関係機関に幅広く周知を図りました。</p> <p>市民アンケートの結果からも成年後見制度の認知度は十分であるとは言い難い状況であるため、引き続き、周知・啓発を行っていく必要があります。</p> |
| 3. 助成制度の整備 | <p>制度の利用が難しい人への支援</p> <p>成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申し立て支援をしてくれる親族がない場合や生活困窮等の理由から、制度を利用することができない高齢者や障害者について、市長による申し立てや後見人等に対する報酬助成を行いました。また、本人や親族が成年後見の申し立てする際の手続きなどの支援を行いました。</p> <p>引き続き、関係機関や市民に対して、助成制度の周知を図っていく必要があります。</p> <p>【市長申し立て】 令和6年度…18件（高齢者のみ）</p> <p>【後見人等の報酬助成】 令和6年度…22件（高齢者＋障害者）</p> |

《第1次周南市重層的支援体制整備事業実施計画》

重層的支援体制整備事業における5つの事業別に、取り組みの評価と課題の抽出を行いました。

| 事業名 | 取り組みの評価と課題 |
|-----------------------|---|
| 1. 包括的相談支援事業 | <p>福祉総合相談窓口である「もやいネットセンター」だけでなく、地域包括支援センターや自立相談支援センターなどの関係機関において、属性や世代等に関わらず、世帯全体を包括的に受け止め、断らない相談支援の実施に取り組みました。</p> <p>引き続き、研修等を通して関係職員のスキルアップや関係機関同士のネットワークの強化を図っていく必要があります。</p> |
| 2. 多機関協働事業 | <p>包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した支援ニーズがあり、特定の関係機関だけでは対応が困難なケースについて、もやいネットセンターが重層的支援会議（支援会議）を開催し、支援の方向性や関係機関ごとの役割分担を行い、チーム支援につなげました。</p> <p>引き続き、関係機関の連携を図り、迅速かつ適切な支援につなげていく必要があります。</p> <p>【重層的支援会議（支援会議）の開催数】令和6年度…18回</p> |
| 3. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | <p>課題を抱えながらも様々な事情で必要な支援が届いていない人や、サービスの受け入れを拒否する人に対して、地域包括支援センターや周南市社会福祉協議会等と連携し、本人や家族との信頼関係の構築に向け、定期的な訪問等による寄り添った支援に取り組みました。</p> <p>引き続き、潜在的なニーズを抱える人を早期に把握するため、関係機関等による地域見守りネットワークの更なる充実が必要です。</p> |
| 4. 参加支援事業 | <p>社会参加への支援が必要な人に対して、本人や世帯の状態に合わせて、ひきこもり支援ステーション（居場所の提供）や自立相談支援センター（就労準備支援）等と連携するなど、地域社会とのつながりを築く参加支援に取り組みました。</p> <p>引き続き、関係機関と連携を図りながら、効果的な参加支援に取り組む必要があります。</p> |
| 5. 地域づくり事業 | <p>住民運営通いの場、ふれあい・いきいきサロン等の既存の事業や取り組みを活かしながら、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい環境づくりの支援に取り組みました。</p> <p>引き続き、各拠点において把握し受け止めた課題については、適切な相談支援につながるよう取り組む必要があります。</p> |

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

全ての市民が地域社会の一員としてのつながりを感じ、安心して暮らせる環境を実現することを目指しています。「誰ひとり取り残すことなく」という言葉には、社会の中で孤立することなく、全ての人が適切に支援を受けられることを望む強い願いが込められています。また、「共に支え合い、生きがいと幸せを実感できる」とは、社会の中で住民同士が助け合い、互いの存在を価値あるものとして認め合うことで、誰もが孤立することなく、幸せを感じることでできる生活を目指しています。この理念を基軸とした地域福祉計画により、多様なニーズに対応した施策を展開し、誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の形成を推進します。

【 基本理念 】

誰ひとり取り残すことなく、共に支え合い、
生きがいと幸せを実感できる安心のまち

2 基本目標

(1) 安全安心に暮らせるまちづくり

安全安心に暮らせるまちを目指すためには、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するとともに、住民同士の支え合いを促進することが重要です。日常生活において声かけや見守りを継続し、全ての地域住民の多様な課題に寄り添う地域づくりを進めます。また、災害時や緊急時には地域での自主防災への意識を高め、相互の助け合いが実現できる支援体制を整備します。

(2) みんなで支え合う地域づくり

みんなで支え合う地域づくりを目指して、多様な主体が連携する体制の強化を図り、地域全体で課題を解決する仕組みを構築します。地域の見守り活動や支え合いのネットワークを推進するとともに、多職種や多機関が協力して複合的な課題へ対応していきます。また、地域での居場所づくりや相談支援体制の充実を図り、要配慮者をはじめ、全ての人が社会参加できる環境を整備します。さらに、地域福祉の担い手を育成し、一人ひとりが福祉活動を担う意識の醸成に努め、多様性を受け入れ共生できる地域共生社会を目指して取り組みを進めていきます。

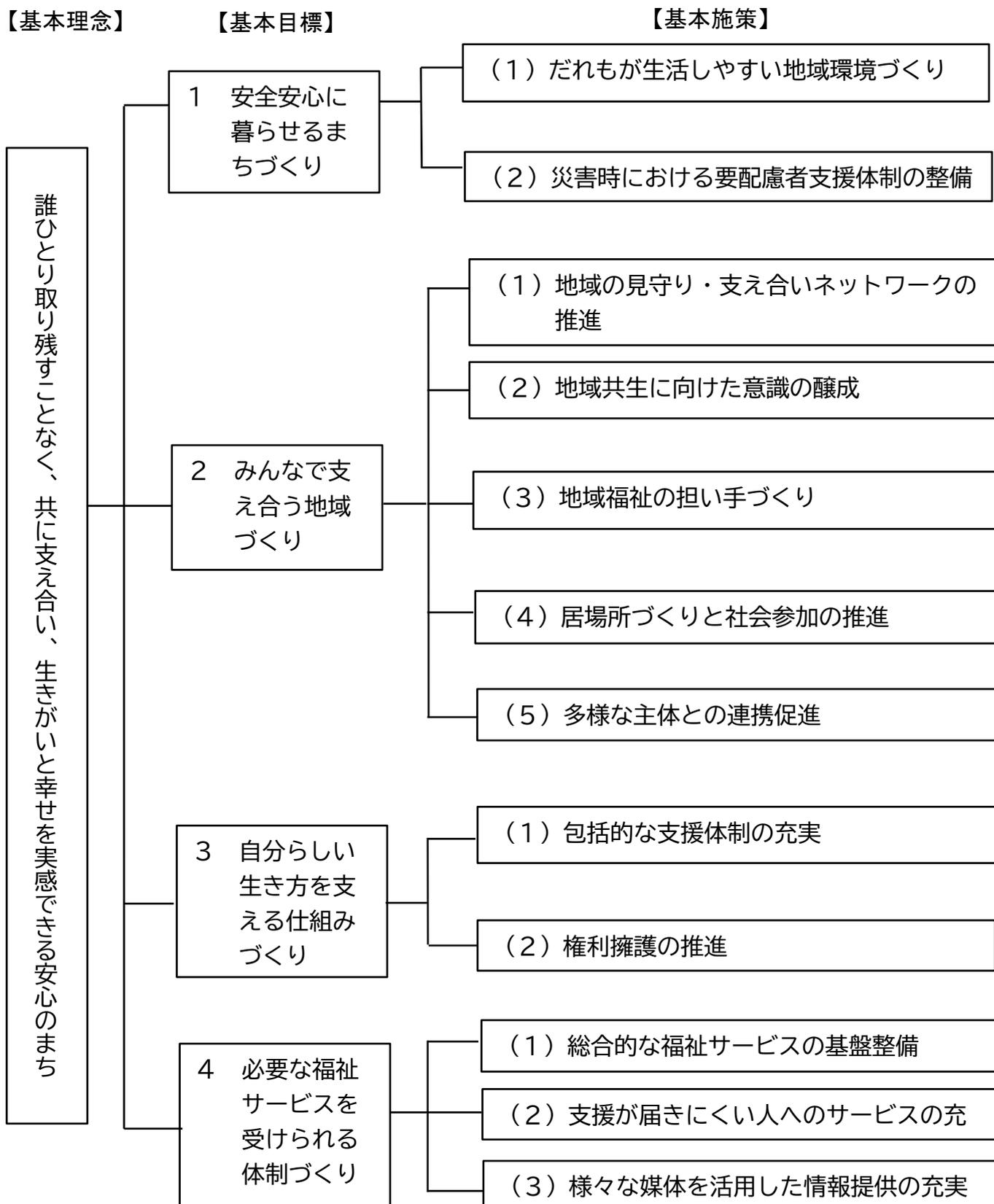
(3) 自分らしい生き方を支える仕組みづくり

自分らしい生き方を支える仕組みをつくるためには、地域全体で相談支援や権利の擁護に取り組むことが重要です。地域における様々な問題を適切に解決するため、関係機関等が連携した包括的な相談支援体制を充実させます。また、認知症の人や障害のある人等が不利益を被ることなくサービスを利用できるよう、成年後見制度の利用促進等を通じて権利擁護の取り組みを推進していきます。

(4) 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

健やかに暮らせるまちを目指すためには、市民一人ひとりが自ら望む生活を続けられることが大切です。高齢者や障害のある人、生活困窮者など多様な支援を必要とする人に対して、地域のふれ合いや支え合い体制を拡充するとともに、関係機関等との連携を深めることで適切な対応を行います。また、支援が届きにくい人へのアプローチを重点的に進め、地域での孤立防止や課題の早期発見に努めます。更に、様々な媒体を活用した情報提供を充実させるとともに、デジタル技術を活用することで、多分野間の情報共有や効率的な支援活動を実現し、福祉サービスの質の向上を目指します。それぞれの課題に応じた支援を提供する仕組みを整え、誰もが必要な福祉サービスを受けられる安心できる地域づくりを目指します。

3 計画の体系



第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 安全安心に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

市民アンケート調査からは、近所の人との付き合いについて「顔が合えばあいさつをしている」人の割合が最も多く、また、若い年代ほど付き合いが希薄な傾向にあります。

地域の行事や活動への参加状況は、年齢が若くなるほど「全く参加していない」人が多くなる傾向があり、学生アンケート調査においても地域の行事や活動へ参加していない人が約6割となっています。

参加しない理由として「仕事や家事が忙しいから」「関心がないから」が多く挙げられていますが、10歳代・20歳代では「行事、活動の情報がないから」という理由も多いため、何らかの機会や適切な情報があれば、地域活動への参加割合が増加する可能性があります。

一方で、地域福祉を進めていくために、住民一人一人が取り組むべきこととして「普段から身近な近所付き合いや助け合いを行う」ことが最も多い回答となっており、地域のつながりの希薄化が進んでいるものの、地域のつながりの必要性を多くの市民が認識していることがうかがえるため、自分が暮らす地域への関心を持ち、住民同士が支え合う地域づくりを働きかけていくことが必要です。

(1) だれもが生活しやすい地域環境づくり

【施策の展開】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中での声かけや見守りを継続するとともに、全ての地域住民の多様な課題に寄りそう地域づくりを進めます。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■ユニバーサルデザインに配慮した、だれもが使いやすい環境整備によるまちづくりを進めます。■都市の魅力を高める施設の充実、生活サービスの維持・確保、持続可能な公共交通の実現により、活力があり安心して暮らせる都市拠点等の形成を図ります。■住民や住民団体、社会福祉協議会などの関係機関、民間事業者、行政などが連携して、誰もが安全安心に暮らし続けられる取り組みを進めます。■幼稚園、保育所、小学校などと家庭、地域が連携して、子どもの安全を守る取り組みを推進します。■高齢者や障害者等が悪質商法やうそ電話詐欺などの被害にあわないよう、警察や福祉関係者などと連携し、講座や情報発信など、啓発活動の充実に取り組みます。■就労意欲のある高齢者、障害者、ひきこもり状態にある人など、就労に関する課題を抱える人に対し、能力や希望に応じて就労や活躍の場を創出するために、医療や労働などの各分野と連携して取り組みます。■高齢者、障害者、生活困窮者等の住宅確保要配慮者に対し、社会福祉協議会や居住支援法人等の関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。■交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供するとともに、防犯灯の設置などにより、安全安心なまちづくりを進めます。■地域特性を生かしながら、持続可能な地域づくり活動を展開するため、「地域の夢プラン」の策定や見直しなどを通して、地域住民で支え合う仕組みづくりの構築を支援します。 |
|-----|--|

| | |
|------------------------|---|
| <p>周南市 社会福祉協議会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>見守り・支え合い活動の継続を支援し、その活動の基盤強化に取り組めます。</u> ■ 高齢者や障害者など、様々な理由で移動が困難な人々のニーズを丁寧に汲み取り、地域の人々の意見を積極的に取り入れながら、移動支援サポート事業の充実を図ります。 ■ ボランティアセンターを充実させ、ボランティア活動を希望する人と支援を必要とする人々を効果的につなげるためのマッチング機能を強化します。 ■ 周南市自立相談支援センターで行う、自立相談支援事業や就労準備支援事業での就労支援を通じて、社会参加への支援を行います。 ■ 消費者問題、交通安全、防犯など、地域住民の安心・安全に関わる様々な課題に対し、協力して啓発活動に取り組めます。 ■ <u>SNS（Instagram、Facebook等）による情報発信と、多様なライフスタイルに応じた参加機会を創出することで、誰もが活動に参加できる地域づくりの基盤を構築します。</u> |
|------------------------|---|

（2）災害時における要配慮者支援体制の整備

【 施策の展開 】

災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、ケアプラン等の作成の際には、支援が必要な人を把握して、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。

【 それぞれの役割 】

| | |
|------------|---|
| <p>周南市</p> | <p>■ <u>地域防災の要である自主防災組織との連携を進め、個別避難計画の作成に係る情報の交換を行うとともに、避難行動要支援者名簿をより効果的に活用した防災に努めます。</u></p> |
|------------|---|

| | |
|------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>日頃からケアプラン等の作成を通じて本人の状況をよく把握し、信頼関係を築いている福祉専門職の参画により、効率的かつ効果的な個別避難計画の作成に努めます。</u> ■ <u>要配慮者が災害当初から迅速に避難できるよう、市は、地域の見守り活動に携わる福祉関係者と防災活動に携わる地域住民との情報交換の場づくりに努め、連携を図ります。</u> ■ <u>率先避難促進の取り組みにより、災害リスクのある地域で、住民の適切な避難行動が自主的に行われるための体制づくりに努めます。</u> ■ <u>福祉避難所の指定箇所を増やすよう努めます。</u> ■ <u>防災に関する出前講座による啓発や自主防災組織の活動促進に取り組みます。</u> ■ <u>災害時の限られた資源を基に、非常時優先業務が行えるよう、BCP（事業継続計画）の周知、訓練、定期的な見直しを行います。</u> |
| <p>周南市 社会福祉協議会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>平時からの継続的な見守り活動を通じ、地区社協、民生委員・児童委員、福祉員、福祉関係者等との連携を強化します。</u> ■ <u>災害時に迅速かつ効果的な支援を実現するため、協定締結先との担当者連絡会を定期的を開催します。</u> ■ <u>「災害ボランティア活動マニュアル」の周知と関係機関との協力体制の構築を進めます。</u> ■ <u>「災害ボランティア活動マニュアル」に沿った社協職員研修会を開催し、各職員が自身の役割を明確に理解し、適切に行動できるようにします。</u> ■ <u>「災害ボランティア養成講座」などの研修会を開催し、地域住民に災害ボランティアの必要性について理解を広めます。</u> ■ <u>市防災担当課、市地域福祉担当課、福祉関係事業所、地域福祉推進団体等と連携し、災害時に自力で避難することが困</u> |

| | |
|--|--|
| | <p>難な避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成に協力します。</p> <p>■災害時には、行政や関係機関と連携し、地域住民と協力して災害ボランティアセンターを円滑に運営します。</p> <p>■BCP（事業継続計画）を定期的に見直し、災害時でも業務を継続できる体制を維持します。</p> |
|--|--|

〈評価指標と目標〉

| 評価指標 | 実績値 令和6年度 | 目標値 令和12年度 |
|----------------------------|--------------|---------------|
| 率先避難促進事業に取り組む 自主防災組織（数） | 16 | 30 |

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

【現状と課題】

市民アンケート調査からは、自分自身や身近な人の日常生活の困りごととして、交通手段に関するものが多く、次いで災害時の備えに関するものが挙げられています。

関係団体アンケート調査からは、地域で寄せられる日常の困りごととして、高齢者の介護や移動支援の不足、障害者の災害対応や日常の支援などが挙げられており、こどもの貧困等の家族支援の課題、社会的孤立やひきこもりなどの複合的な困りごともあり、包括的な相談窓口の周知や情報共有の難しさといった意見も挙げられました。

こうした中、関係団体アンケート調査からは、地域課題に対して行政が取り組むべきこととして、住民が抱える問題に適切に対応できる相談窓口の分かりやすい情報提供、部局間の連携強化などが求められており、増加する複合的な課題への対応力向上と相談窓口の連携強化による包括的な支援体制の充実が必要です。地域課題に取り組む担い手を増やすためには、自治会が主体的に地域の課題を自分ごととして捉える意識を高めたり、世代を超えた交流を促進するなど、地域住民が共通の課題に向き合い、お互いを支え合う仕組みづくりが必要とされていることがうかがえます。このほか、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと、幅広く連携をしている団体は多いものの、「人材の多重負担」や「高齢者の増加」が課題となっているという意見も挙げられています。

市民アンケート調査においても、民生委員・児童委員の担い手を増やすために必要なこととして、「活動の負担軽減」「制度や活動の広報周知による地域理解の促進」「自治会、コミュニティ等との連携強化」が多く挙げられています。

地域活動の担い手が高齢化・固定化している中、福祉や地域活動の担い手育成や確保等が引き続き課題となります。

(1) 地域の見守り・支え合いネットワークの推進

【 施策の展開 】

見守りが必要な人や困難な問題を抱える人への支援を推進するため、関係機関と民間支援団体等と連携した取り組みの強化やネットワークづくりを推進します。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|---|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■ <u>地域で孤立しがちな、高齢者や認知症のある人、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、見守りを必要とする人を地域で継続的に支援するため、民生委員・児童委員、関係機関、団体などと連携した見守り活動の推進を図ります。</u>■ <u>高齢者が行方不明になったときなどに、警察だけでなく地域や事業所が協力し、速やかに発見又は身元を確認する仕組み「高齢者等見守りSOSネットワーク」について、ホームページや出前講座等を通じた啓発に努めます。</u>■ <u>新しい認知症観等の認知症に対する正しい理解を促進するため、住民、事業者、児童・学生など、高齢者と接する様々な人に認知症サポーター養成講座等への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支える体制の強化を図ります。</u>■ <u>地域で孤立しがちな家庭の早期把握や児童虐待の早期対応を図るため、複合的な課題を抱える子育て家庭や、多機関連携支援が必要な家庭について、「こども家庭センター」が要保護児童対策地域協議会の調整機関として、情報の集約や支援状況の進捗管理を行います。</u>■ <u>子育て家庭に対しては、子育てに対する不安解消や交流の場を提供するため、自主グループやサークルへの支援、グループ間のネットワークづくりを支援します。</u> |
|-----|---|

| | |
|------------------------|--|
| <p>周南市 社会福祉協議会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■<u>懇談会、意見交換会などの機会を活用して、「民生委員・児童委員、福祉員、福祉関係者など」で相互の連携強化を図り、地域における見守り活動の充実に取り組みます。</u> ■<u>福祉員の活動と役割について、出前講座などを利用して周知し、その理解促進に努めます。</u> ■<u>地域包括支援センター等の関係機関と、民生委員・児童委員や福祉員が見守り活動の情報共有を行えるよう支援します。</u> ■<u>見守り・支え合い活動の担い手として、幅広い世代が参加できるよう情報発信や働きかけを進めます。</u> |
|------------------------|--|

(2) 地域共生に向けた意識の醸成

【 施策の展開 】

全ての人の尊厳が保たれ、自分らしく生きられるように多様性を認め合いながら、共に支え合う地域共生社会を推進するため、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉を担っていくという意識の醸成を図ります。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■<u>地域活動情報の提供や防災・防犯活動をはじめとした様々な交流などを通じ、地域福祉に対する住民の関心や支え合いの意識を深め、実践的な地域活動につながるよう啓発に努めます。</u>■<u>地域、学校、各種団体等と連携し、地域共生社会の実現に向け、地域での支え合いの必要性について、周知・啓発します。</u>■<u>高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、全ての人が生きがいをともにつくり、地域で支え合い、生活を支える仕組みが機能するよう働きかけます。</u>■<u>市民センターや隣保館等で地域住民の生活課題に応じた相談業務、教育、研修、啓発活動を実施するとともに、教養文化活動により、周辺住民との参加交流を促進します。</u>■<u>多文化共生の推進に向けて、市民が互いの文化を理解し合い、交流を深めることができるよう、イベントや国際交流事業などを開催し、地域における相互理解と信頼関係の醸成を図ります。</u>■<u>認知症を我が事として捉え、認知症になっても希望を持ち、自分らしく暮らせるよう、新しい認知症観の普及啓発や、認知症の人の社会参加に向けた取り組みを推進します。</u>■<u>障害者が安心して暮らせる環境づくりに向け、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の普及啓発に取り組みます。</u> |
|-----|--|

| | |
|----------------|---|
| 周南市 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>住民が役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指し、こどもから高齢者まで、地域住民が交流できる機会や福祉教育プログラムを推進します。</u> ■ <u>地域や公的サービスとも連携し、助け合いながら暮らせる地域づくりを推進します。</u> ■ 地域福祉活動の意義や社会福祉協議会の活動について普及啓発を推進します。 ■ <u>福祉教育の理念と意義を児童、生徒に伝え、学校、福祉施設、当事者などが連携して協同で実践に取り組める場を構築します。</u> ■ <u>地域住民が自分ごととして捉え、関心を持てるよう福祉教育の充実を図ります。</u> ■ <u>第2層協議体等で、フレイルや要支援の人々が抱える地域課題について、継続的に協議し、解決に向けた支援に取り組みます。</u> ■ 赤い羽根共同募金が、地域福祉活動やボランティア活動を支援し、地域福祉向上のために活用されていることを広く周知します。 |
|----------------|---|

〈評価指標と目標〉

| 評価指標 | 実績値 令和6年度 | 目標値 令和12年度 |
|---------------------------|--------------|---------------|
| 認知症の人を理解し、協力している市民の割合 (%) | 12.8 | 15.5 |

(3) 地域福祉の担い手づくり

【 施策の展開 】

これまでの「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、多くの住民が地域福祉活動に参画できるよう、各種研修会や講座等を通じて、担い手づくりを推進します。また、福祉の専門的な知識や経験のある人などが地域に関わることができるよう関係機関や団体との連携を図ります。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■ <u>住み慣れた地域を将来世代につなげていくため、地域団体のマネジメント力の強化や活動を担う新たな人材の発掘・育成・確保に向けた取り組みを支援します。</u>■ ボランティアや各団体の交流会・活動発表の場を設けることにより、活動への市民の参加や新たな人材の発掘を促進します。■ 地域課題を適切に解決できるよう、研修会などの開催を通じ、担い手としての資質向上やリーダーの育成を支援します。■ <u>若い世代の地域福祉への参画を推進するため、大学等と連携し、学生等が地域の課題に主体的に関わる仕組みの検討や、各種講座の開催等による啓発に努めます。</u>■ 生活支援体制整備事業や社会福祉協議会のボランティア養成と連携し、担い手の養成に取り組めます。■ <u>企業が取り組むCSR活動等の情報を収集し、地域の福祉ニーズと結びつけることで地域福祉の新たな担い手となる取り組みを検討します。</u> |
|-----|--|

周南市
社会福祉協議会

- 周南市地区社協活動推進計画を定期的に見直し、担い手の育成・確保に向けた方向性や取り組みを提案することで、地区社協の活動を支援します。
- 地域・学校・社会福祉協議会が連携し、子どもたちが地域社会と関わるきっかけとして、一緒に見守り活動に取り組みます。
- ひとり暮らしの高齢者の孤立を防ぐため、地域福祉コーディネーターや福祉員のスキルアップを目指した研修会を開催し、見守り活動を支援します。
- ふれあい・いきいきサロンなどの担い手を対象に、連絡会や交流会、研修会を開催し、新たな担い手の育成を推進します。
- ボランティア養成講座や出前講座などの研修会を通じて、ボランティアへの理解を深め、あらゆる世代の担い手の確保に努めます。
- 高校生を対象としたボランティアサマースクールを開催し、地域福祉の担い手の育成に努めます。
- 夏季休暇（夏休み）期間を利用して、青少年がボランティア活動を始めるきっかけを提供します。
- 周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会と連携し、各法人施設をボランティア活動の場として提供していただき、ボランティアが幅広い経験を積む機会を創出します。

(4) 居場所づくりと社会参加の推進

【 施策の展開 】

一人ひとりが生きがいをもち、幸せを実感しながら暮らせるように、関係機関等と連携しながら、居場所づくりの推進や地域活動、ボランティア活動などの社会参加を支援します。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|---|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■ <u>多様なニーズを持つ、全ての人が生きがいや役割を持つことができるよう、社会活動や地域活動、ボランティアなどへの参加を促し、地域社会で活躍できる機会を提供します。</u>■ <u>こども食堂や地域食堂等の住民同士が出会い、参加できる場や共生の居場所の確保に向けた支援を行います。</u>■ <u>高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、多世代間の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。</u>■ <u>高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進し、地域でいきいきと生活できるように高齢者の経験や知識を活かせるような体制づくりを支援します。</u>■ <u>地域における介護予防や社会参加を促進するため、「住民運営通いの場（週1回のいきいき百歳体操）」の立ち上げや継続支援を行います。</u>■ <u>就労及びボランティアに関する相談受付窓口、支援制度について周知を図り、関係機関と連携して支援します。</u>■ <u>障害者が就労する生産活動等の場、機会が提供されるよう、関係機関と連携して支援し、市の業務の物品や役務を優先的に調達します。</u>■ <u>ひきこもり状態にある人に対し、ひきこもり支援ステーションによる居場所の提供や各種の学びやレクリエーション等を通じて自己肯定感の向上を図り、社会参加を支援します。</u> |
|-----|---|

| | |
|------------------------|--|
| | <p>■<u>交通手段が限定される高齢者等の社会参加を促進するために、社会福祉協議会や地域のボランティア団体等と連携した移動支援を推進します。</u></p> |
| <p>周南市 社会福祉協議会</p> | <p>■<u>移動支援サポート事業に関する情報を積極的に提供し、高齢者や障害者の移動を支援することで、社会参加と交流の機会を拡大します。</u></p> <p>■<u>こども食堂や地域食堂など、地域の居場所づくりに取り組む人々を支援します。</u></p> <p>■<u>誰もが参加しやすいふれあい・いきいきサロンや子育てサロン等の居場所の立ち上げと活動を支援します。</u></p> <p>■<u>第2層協議体などで、地域のニーズに応じた居場所づくりを地域の関係者と連携して支援します。人々のつながりを意識した居場所づくりを推進するとともに、その活動が継続できるよう支援します。</u></p> <p>■<u>ひきこもり状態にある、就労経験が少ないなど、直ちに就労することが困難な人に対し、職場体験やボランティア体験の機会を提供し、社会参加を支援します。</u></p> |

〈評価指標と目標〉

| 評価指標 | 実績値 令和6年度 | 目標値 令和12年度 |
|---|---------------|---------------|
| <p>障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額（万円） ※市の業務における調達額</p> | <p>3, 258</p> | <p>3, 900</p> |

(5) 多様な主体との連携促進

【 施策の展開 】

複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間にあるニーズに適切に対応するため、分野を超えた多職種・多機関連携によるネットワークの強化を促進します。

【 それぞれの役割 】

| | |
|----------------|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>医療や福祉に係るサービスの提供基盤の安定化を図るため、関係機関や高等教育機関などと連携し、資格を有する人材の育成や確保、資質の向上を図ります。</u> ■ <u>福祉の専門的な知識や経験のある人が地域に関わることができるよう関係機関や団体との連携を推進します。</u> ■ <u>市内の大学、高等学校等の教育機関との連携を図り、市内の学校等教育機関、地域及び行政間のつながりを強化します。</u> ■ <u>医療や介護、行政等による多職種ネットワークである「あ・うんネット周南」の活動を支援し、在宅医療介護連携の更なる推進を図ります。</u> ■ <u>独居の高齢者等に対する見守りの強化を図るため、民生委員・児童委員や福祉員、地域福祉コーディネーター等のほか、地域包括支援センター等の支援機関等との連携の強化に取り組みます。</u> |
| 周南市 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>様々な地域課題の解決に向け、地区社会福祉協議会、自治会、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人など、多様な組織や団体と連携をし、協力体制を築きます。</u> ■ <u>地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会といった福祉団体に加え、地域づくり推進団体や福祉以外の他分野ともネットワークを構築し、事業を推進します。</u> ■ <u>ボランティア団体等の活動状況を把握し、安定した運営が継続できるように支援します。</u> |

基本目標3 自分らしい生き方を支える仕組みづくり

【 現状と課題 】

市民アンケート調査からは、困った時の相談先については、「家族・親族」や「知人・友人」の回答が多い中で、一方で、「相談しない」と回答した人の中には、その理由として、「相談できる人がいないから」「誰に相談したらいいかわからないから」を挙げた人も多くあり、相談意向があるにもかかわらず相談につながっていないケースも見受けられます。相談支援機関アンケート調査からも、最近の相談内容や支援対象者の傾向について、「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」、「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」、「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」が多く、「制度の狭間」や「複合的課題」といった福祉課題を抱えた人や家庭が増えてきていることがうかがえます。

また、成年後見制度を知っている市民の割合は2割半ば程度と、知らない人の方が多い状況となっています。成年後見制度の利用の促進に向けた課題として、「成年後見制度やその手続きについて知る機会がないこと」「成年後見制度が分かりにくいこと」「相談窓口や手続きを支援してくれるところがわからないこと」が多く挙げられており、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、引き続き、各種制度について周知・啓発を進めていくことが必要です。

(1) 包括的な支援体制の充実

【 施策の展開 】

地域の様々な福祉課題の適切な解決に向け、関係機関等との連携を強化し、包括的な相談支援体制等の充実を図ります。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|---|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■ <u>多機関連携の強化を図るための研修等を実施することで職員の質の向上を図り、課題解決のための中核機関である、もやいネットセンターの強化・充実を図ります。</u>■ <u>妊産婦や子育て家庭、こどもに関するワンストップ相談窓口である、こども家庭センターの機能を充実し、子育てに寄り添う切れ目のない支援を推進します。</u>■ <u>虐待への対応では、養護者や保護者への支援も必要であることから、世帯全体の抱える課題を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて、多機関で連携した支援を実施します。</u>■ <u>障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能の充実を図り、相談や緊急時の受け入れなどの支援を推進します。</u>■ <u>複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間にあるニーズに適切に対応するため、多機関協働や包括的相談支援などの重層的支援体制整備事業を推進します。</u>■ <u>属性や世代を超えて交流できる多様な場づくりなど、地域のつながり、支え合いからの受け皿づくりの支援を行います。</u> |
|-----|---|

| | |
|----------------|--|
| 周南市 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>もやいネットセンターや地域包括支援センター、周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会等との連携強化を図ります。</u> ■ <u>高齢者、障害者、こども、生活困窮者等の属性、世代を問わず、福祉の総合相談窓口として、様々な相談を受け付け適切な機関につなぎます。</u> ■ <u>民生委員・児童委員や福祉員、地域福祉コーディネーターとの連携を図り、支援を必要とする住民を早期に発見・把握するよう努めます。</u> ■ <u>関係機関との連携強化を更に進め、複合的な課題を抱えた人へのチームアプローチを進めます。</u> ■ <u>多様な課題を抱えたケースへの対応力を強化するため、職員を研修に派遣しスキルアップを図ります。</u> ■ <u>地域資源の情報収集を行い、必要な人に情報が届くようにします。</u> |
|----------------|--|

(2) 権利擁護の推進

【 施策の展開 】

サービスを利用するための契約や財産管理などを適切に行うことが困難な認知症の高齢者や障害のある人等が不利益を被ることのないよう、成年後見制度の利用促進をはじめ、権利擁護に関する取り組みを進めます。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>認知症、知的障害、その他の精神上的の障害等により、自分ひとりで適切な判断をすることが難しい人の権利を擁護するために、成年後見制度利用促進計画(後述、第6章)に沿って、支援に取り組みます。</u> |
|-----|--|

| | |
|----------------|---|
| 周南市 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>成年後見制度に関する相談窓口である成年後見支援センターにおいて、制度の広報や相談対応を行います。</u> ■ <u>日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する研修会を開催し、市民への理解促進を図ります。</u> ■ <u>軽度の認知症や知的・精神障害等の、判断能力に不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行います。</u> ■ <u>判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるように、日常生活自立支援事業や成年後見事業の普及・啓発に努めるとともに、相談業務職員の質の向上に努めます。</u> ■ <u>出前講座を利用して事業や制度の内容、利用方法について周知を図ります。</u> ■ <u>認知症や知的・精神障害により判断能力が十分でない人で、親族や適切な法定後見人等が得られない人に対し、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、支援活動を行います。</u> ■ <u>複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため支援機関同士でのネットワークに参画します。</u> |
|----------------|---|

〈評価指標と目標〉

| 評価指標 | 実績値 令和6年度 | 目標値 令和12年度 |
|-------------------------------------|--------------|---------------|
| もやいネット支援事業者 研修会の開催（人） ※累計受講者数 | 281 | 355 |

基本目標4 必要な福祉サービスを受けられる体制づくり

【 現状と課題 】

市民アンケート調査からは、再犯防止の取り組みや成年後見制度について、知らない人の方が多い状況となっており、また、社会福祉協議会の活動の認知が進んでいないこともうかがえます。市民の避難行動要支援者支援制度の認知状況においては1割に満たない状況です。

市民の福祉に関する情報の入手手段は、「市広報や回覧板」が主な入手手段となっていますが、50歳以下ではインターネット等電子媒体が、60歳以上では広報等紙媒体が多くなる傾向があり、年齢層によって異なっていることが確認できます。また、自治会等の地域の役員や知人・友人・職場の同僚など、人づてに情報を入手している市民も見受けられ、情報の入手手段が多様化しています。こうした各年代の情報入手手段やニーズを踏まえ、各種取組の周知を図ることが求められます。

再犯防止の取り組みについて、知っている市民の割合は1割半ば程度と、知らない人の方が多い状況となっています。再犯防止のために協力したいことについて、5割以上の市民がわからないと回答しています。

過去に罪を犯した人たちが社会復帰するためには、孤立することなく再び地域社会の一員として生活していけるよう社会全体で支援していくことが重要であるため、犯罪をした人たちの更生について理解を深め、安全安心な地域社会の構築に向け市民に対する周知・啓発の充実が必要です。

(1) 総合的な福祉サービスの基盤整備

【 施策の展開 】

地域のふれ合い・支え合い体制を維持しながら、高齢者、障害者、生活困窮者などの様々な支援を必要とする人に対して、適切に対応していくために、関係機関等との連携を強化し、多様な福祉サービスを提供できる基盤整備に取り組みます。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■ <u>住み慣れた地域での在宅生活を支えるために、地域での支え合いによる日常生活支援や介護予防サービス等が提供できる体制づくりを進めます。</u>■ <u>分野や世代を超えた居場所、生活支援サービス、共生ボランティア等の充実に努めるとともに、全庁的な体制整備を推進します。</u>■ <u>ひきこもりや発達障害、若年性認知症等により一般就労が困難な人に関して、就労訓練や福祉的就労の場が利用できるよう支援します。</u>■ <u>周南市重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対応するため、重層的支援会議（支援会議）を随時開催し、多機関協働による支援を実施します。</u>■ <u>定期的な情報の共有・連携強化の場として、地域住民の話し合いの場である協議体等を支援し、地域の支え合いによる自主的なサービスづくりを推進します。</u>■ <u>医療・介護関係者の多職種ネットワーク「あ・うんネット周南」において、包括的な支援の提供に向けた検討や研修、認知症やACP（人生会議）に関する普及啓発を行います。</u>■ <u>より質の高いケアマネジメントをサービス利用者に提供するため、サービス等利用計画を作成する介護支援専門員や相談支援専門員等を対象にした研修会を開催します。</u> |
|-----|--|

| | |
|----------------|--|
| 周南市 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>本会の多岐にわたる活動内容と役割について、その重要性を住民に理解してもらえよう、効果的な周知活動を展開します。</u> ■ <u>もやいネットセンターや地域包括支援センター、社会福祉法人地域公益活動推進協議会等の関係機関との連携強化を図り、包括的な相談支援体制の構築を進めます。</u> ■ <u>高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者等、様々な生活上の複合的な課題に対して相談に応じ、専門機関への橋渡しや、福祉サービスの情報提供を行い課題解決に努めます。</u> ■ <u>多機関・多職種連携の強化を通じて課題解決を図り、包括的な福祉サービスの基盤整備を推進します。</u> |
|----------------|--|

〈評価指標と目標〉

| 評価指標 | 実績値 令和6年度 | 目標値 令和12年度 |
|----------------------------|--------------|---------------|
| 地域支え合い訪問介護・通所介護・移動支援補助金団体数 | 11 | 20 |

(2) 支援が届きにくい人へのサービスの充実

【 施策の展開 】

地域において孤立している人の見守りや、課題が深刻化する前に地域や関係機関が連携し、早期発見を行うとともに、様々な課題に応じた支援体制の整備を進めていきます。また、犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた継続的な支援に努めます。

【 それぞれの役割 】

| | |
|-----|--|
| 周南市 | <ul style="list-style-type: none">■福祉総合相談窓口である「もやいネットセンター」が多機関と連携し、複雑化・複合化した福祉課題に対応できる相談支援体制を強化します。■民生委員・児童委員、もやいネット地区ステーションなどによる、高齢者や認知症のある人、障害者、子育て家庭、生活困窮者などへの見守り体制を構築し、支援を必要とする人を地域で発見するとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。■<u>高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者に対し、社会福祉協議会や居住支援法人等の関係機関と連携し、住宅提供ができる相談支援体制の充実を図ります。</u>■ひきこもり状態にある人が社会参加を果たせるよう、関係機関と連携して自立相談支援や就労準備支援などに継続的に取り組むとともに、ひきこもりの実態把握や居場所づくりに努めます。■<u>ひきこもり支援ステーションにおいて、ひきこもり状態にある人やその家族に対して、伴走支援を行います。また、居場所づくり、個別相談会、講習会、勉強会の開催などの本人・家族への支援をはじめとして、関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。</u>■犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方については、「第2次周南市再犯防止推進計画」（後述、第5章）に沿って進めます。■<u>生活困窮者に対する自立相談支援や家計改善支援等の専門的支援の充実を図り、早期の自立促進に取り組めます。</u>■<u>高齢者や障害者等の継続的な支援が必要な人に対しては、アウトリーチ等の伴走支援により、信頼関係の構築に向けたきめ細やかな働きかけを行います。</u> |
|-----|--|

周南市
社会福祉協議会

- 生活困窮者の尊厳の保持を図りながら、自分らしい生活ができる地域づくりを目指して、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施に取り組むことで、生活困窮者自立支援事業の充実に努めます。
- 生活困窮者やひきこもり状態にある人など、支援を必要とする人が適切な支援に結びつくように、寄り添い型の支援に努めます。また、ハローワーク等との連携を強化し、円滑な就労支援に取り組みます。
- 直ちに就労することが困難な人が社会参加できるよう、一般就労のための基礎能力を養い、就労につながるよう支援します。
- 相談者自らが家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や関係機関への紹介等を行いながら、継続的な自立に向けた支援を行います。
- 住まいに課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関と連携し総合的な相談支援を行います。
- 課題を抱えた人が相談機関につながるができるよう、自立相談支援センター、成年後見支援センター等の相談窓口の情報提供と関係機関との連携を強化します。
- 地域のイベント等で出張相談会を開催し、気軽に相談できる体制をつくります。
- 支援が行き届きにくい人へ確実に支援を届けるため、社会福祉法人地域公益活動推進協議会と連携・協働し、フードパントリーを継続的に実施します。

(3) 様々な媒体を活用した情報提供の充実

【 施策の展開 】

デジタル技術を活用することで、多分野間の情報共有など、効率的な支援活動に役立てるなど、サービスの向上を図ります。

【 それぞれの役割 】

| | |
|------------------------|---|
| <p>周南市</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>広報紙「広報しゅうなん」やホームページに加え、SNS（LINE、Instagram、X、Facebook等）や動画等を活用し、適時・適切な情報を発信します。</u> ■ <u>子育て支援アプリを活用し、登録者の世帯状況に応じた情報を発信します。</u> ■ <u>市から発送する郵便物への「点字シールの貼り付け」「音声コードによる文書の送付」など、音声・点字への対応を促進します。</u> ■ <u>手話奉仕員養成講座を開催し、手話通訳を行うことができる人材の確保に努めます。</u> ■ <u>情報アクセシビリティの向上として、誰もが情報を取得できるコミュニケーション手段の確保に向けた取り組みを推進します。</u> ■ <u>身近に支援してくれる人がいない場合でも、適切に生活に必要な情報や災害時の避難情報を入手できるよう、防災ラジオ等の普及促進に努めます。</u> |
| <p>周南市 社会福祉協議会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>地域福祉への関心を高め、社会福祉協議会の活動をより多くの人に知ってもらうため、公式マスコットキャラクターを活用した広報活動を行います。</u> ■ <u>世代によって情報収集の方法が異なることに対応し、従来の広報紙「社協だより」に加え、SNS（Instagram、Facebook等）やホームページも活用し、社会福祉協議会の事業内容を、よりわかりやすく発信することに努めます。</u> ■ <u>社会福祉協議会の事業活動や地区社協の活動を広く周知することに努めます。</u> |

第5章 第2次周南市再犯防止推進計画

1 計画策定の 背景

罪を犯した人の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。このような人の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることができず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

全国における刑法犯の認知件数は平成15年以降減少を続けていますが、令和4年以降増加に転じたほか、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合）は上昇傾向にあり、令和3年から3年連続で低下しているものの令和5年は47.0%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国においては、平成28年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、罪を犯した人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを鑑み、市町村に対し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施する責務を規定するとともに、地方再犯防止推進計画の策定を努力義務として規定しました。

また、平成29年には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4年度までの5年間を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定し、令和5年3月には、前計画の取り組みを更に深化させ、推進していくため、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

本市においても、令和3年3月に市が取り組む再犯防止の施策として「周南市再犯防止推進計画」を策定し、取り組みを推進してきましたが、計画期間の満了を迎えるにあたり、保護司等と協力しながら、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、「第2次周南市再犯防止推進計画」を策定します。

なお、再犯防止の施策を実施するにあたっては、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮します。

2 計画の 位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、周南市における再犯防止に関する理念や方向性を明らかにするものです。

また、策定にあたり、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、「第5次周南市地域福祉計画」「第5次周南市地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

就労・住居の確保

【現状と課題】

- 国の犯罪白書（令和6年版）によると刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、刑務所出所者等の再犯防止のためには就労支援が重要です。
- 犯罪や非行をした人であるか否かに関わらず、だれもが地域の中で生活していくためには、就労、住居の確保をはじめ、安定した生活基盤を築くことが必要です。

【具体的な取り組み】

○市の取り組み

- ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援を行います。
- 住居確保が困難な人等に対して、社会福祉協議会や居住支援法人等の関係機関と連携し、住宅提供ができる相談支援体制の充実を図ります。
- 市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用し情報の提供に努めます。

【 現状と課題 】

- 国の再犯防止推進白書（令和6年版）によると、高齢者の2年以内の再入率（出所後の犯罪により再び入所する率）は、他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者などは、全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされています。
- その背景として、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことが挙げられ、適切な福祉・保健医療サービスなどの利用につなげていくことが必要です。

【 具体的な取り組み 】

○市の取り組み

- 支援を必要とする人が、地域社会で安定した生活が送れるように、国や県の機関、山口県地域生活定着支援センターと連携し、相談支援や情報提供の更なる充実を図ります。
- 高齢者福祉や障害者福祉、生活困窮者の自立支援等の福祉・保健医療サービスなどの適切な提供に努めます。

非行の防止と修学支援

【現状と課題】

- 安全で安心した生活を送るには、犯罪や非行の未然防止が重要になります。国の第2次再犯防止推進計画によると、高校進学率が98.8%であるのに対し、入所受刑者の高校進学率は66.2%にとどまり、さらに高校進学者の23.8%は中途退学しています。
- こどもたちの非行を防止するため、進学と修学に関して家庭・地域・学校が連携し、継続して教育を受けることができる環境づくりが必要です。

【具体的な取り組み】

○市の取り組み

- 青少年健全育成への意識向上を図るため、「社会を明るくする運動強調月間」と「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に、一体的な取り組みとしてイベントを実施し、犯罪や非行の防止と更生へ向けた啓発を推進します。
- 保護観察対象少年の再非行の防止や修学支援に向け、保護司と学校の連携強化を進めるとともに、国関係機関と学校関係機関の相互協力を努めます。
- 法務少年支援センター山口の専門的な相談支援機能と連携し、非行防止の取り組みを進めます。
- 市、学校、地域等が連携して、こどもの居場所づくりや生活困窮家庭・ひとり親家庭等への学習支援を行います。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等により、いじめや不登校への対応等、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。

関係機関・団体等との連携強化

【 現状と課題 】

- 地域社会における人間関係の希薄化など、社会環境の変化等の要因により、保護司や更生保護ボランティアの人材の確保や活動が難しくなっており、高齢化も進んでいます。
- 市民意識調査では、再犯防止のために市が取り組むべきこととして、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる」の割合が高くなっています。
- 再犯防止等のためには、犯罪や非行をした人を支援する保護司等の民間協力者の活動は不可欠であり、再犯防止の更なる促進を図るためには、その活動を支援することが必要です。

【 具体的な取り組み 】

○市の取り組み

- 保護司会、更生保護女性会、BBS会等、民間協力者団体が実施する研修会への協力等、関係団体との連携を強化します。
- 「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」を活用し、再犯防止の取組にかかる情報共有や意見交換等を実施し、関係者間での相互連携を強化します。
- 地域の犯罪や非行を防止するための活動等を行っている「保護司」等の保護観察対象者との面接場所や民間協力者等を確保するなどの支援に取り組みます。

広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

- 市民意識調査では、再犯防止の取り組みについて、知っている市民の割合は1割半ば程度と、知らない人の方が多い状況となっています。また、毎年7月に実施している「社会を明るくする運動」については、約7割が「知らない」と回答しています。
- 再犯防止のために協力したいことについて、5割以上の市民がわからないと回答しています。
- 再犯防止に関して、広く理解や関心を深めるためには、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」「テレビや新聞などでの広報を充実させる」「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」ことが必要だとされています。
- 犯罪をした人たちの更生について理解を深め、安全・安心な地域社会を築くために、市民に対する周知・啓発の充実が必要です。

【具体的な取り組み】

○市の取り組み

- 更生保護の取り組みについて、市ホームページやSNSへの掲載や公共施設へのポスター掲示により、支援を必要とする相談者等への周知を図ります。
- 犯罪や非行の防止と更正に関する市民の理解を促進するため、関係機関、地域の関係団体と連携し、広報・啓発活動に取り組みます。
- 保護司会、更生保護女性会など各種団体と協働し、「社会を明るくする運動」を推進します。推進にあたっては、推進委員会を開催し、取り組み状況について定期的な確認を実施します。
- 関係機関と連携し、薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進し、薬物乱用による被害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」の構築を図ります。
- 犯罪被害者やその家族についても社会全体で支えていく機運の醸成に努めるとともに、医療や福祉、労働など各分野と連携を図り、生活の支援を行います。

第6章 第2次周南市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定 の背景

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国においては、令和4年3月には第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現という目標に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実等の成年後見制度利用促進の取り組みを更に進めることが示されています。

本市においては、令和3年3月に「周南市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進してきました。今後も支援を必要とする人が適切に成年後見制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「第2次周南市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2 計画の 位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく、本市の「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」とします。

また策定にあたり、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、「第5次周南市地域福祉計画」「第5次周南市地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

3
基本目標
ごとの
取り組み

地域福祉計画

[基本理念]

誰ひとり取り残すことなく、共に支え合い、
生きがいと幸せを実感できる安心のまち

第2次周南市成年後見制度利用促進計画

[基本目標]

1 利用促進に向けた体制づくり

2 誰もが安心して利用できる環境づくり

[取り組み]

- 支援体制の整備
 - (1) 地域連携ネットワークづくり
 - (2) 協議会
 - (3) チーム支援
- 中核機関の整備
 - (1) 中核機関に期待される4つの機能
 - ア 広報機能
 - イ 相談機能
 - ウ 成年後見制度利用促進機能
 - エ 後見人支援機能

- 制度の啓発・利用促進
- 制度の利用が難しい人への支援
 - ア 市長申し立ての実施
 - イ 後見人の報酬助成の実施

利用促進に向けた体制づくり

【現状と課題】

- 少子高齢化や核家族化などの進展により、成年後見制度の利用の必要性は高まっております。本市では、社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、制度の利用促進に取り組んでいます。
- 本市では、成年後見制度にかかる中核機関を設置しており、今後も中核機関が中心となり、関係機関を含めた地域連携ネットワークの充実を図り、関係機関や関係者等の地域連携ネットワークを確立するとともに、アウトリーチなどにより、制度を必要としている人へのアプローチを充実していくことが必要です。

【具体的な取り組み】

■ 支援体制の整備

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、もやいネットセンター、地域包括支援センターを中心にした地域の見守りネットワークにより、以下の3つの役割に基づき、本人とその家族、後見人をはじめとする地域の関係者との連携を図り、地域連携ネットワークを構築しています。

【役割】

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域における身近な「相談機関」としての役割を果たします。

地域連携ネットワークは、相談機関や関係機関との情報交換や連携を通じ、権利擁護支援の必要な人を発見し、「相談機関」につなぐ役割を果たします。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

相談機関等が権利擁護支援の必要性があると判断した場合、成年後見制度の利用の有無に関わらず、中核機関に適切につなぎ、権利擁護支援の方針についての検討や判断を行うことができるよう、情報交換や連携体制の強化を図ります。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

権利擁護支援が必要な人と、支援する関係機関の集まりである「チーム」に対し、地域連携ネットワークが随時適切な支援を行うなど、本人の意思・意向を尊重して、最もふさわしい支援につなぎます。

(2) 協議会

成年後見制度についての見地を有する専門職などで構成する「周南市成年後見制度利用促進連携協議会」を中心に、周南市成年後見制度利用促進計画の進捗の把握、課題の抽出・解決に向けての検討などを行います。

(3) チーム支援

権利擁護が必要な人を支援する関係機関の集まりである「チーム」に対し、地域連携ネットワークが随時支援する体制を整備します。

■ 中核機関の整備

中核機関とは、権利擁護支援を必要とする市民の方を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを担う機関であり、本市では、周南市と社会福祉協議会が連携して担っています。

本市では、以下の3つの役割を担い、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを展開するため、令和3年12月に、社会福祉協議会の中に周南市成年後見支援センターが開設されました。

(1) 中核機関に期待される4つの機能

ア 広報機能

市民向けの講演会やもやいネット支援事業者に向け研修会を開催するとともに、チラシ配布やホームページ作成を通じて制度に関する周知を行います。

イ 相談機能

常設の相談窓口を設置し、申し立てに関する相談支援を行うとともに、専門職による相談会等を行います。

ウ 成年後見制度利用促進機能

市民に対し申し立てに関する講座を実施するなど、学べる機会を提供するとともに、市民後見人養成研修や法人後見の担い手の養成を行います。

エ 後見人支援機能

後見人等の日常的な相談に応じるとともに、本人の意思を尊重し、その身上に配慮した事務が行われるよう支援します。

誰もが安心して利用できる環境づくり

【現状と課題】

- 成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安がある等の理由から、制度の利用につながっていない場合が見受けられます。
- 市民に対する成年後見制度の十分な啓発を行うとともに、家庭裁判所への申し立て支援等による制度の更なる利用促進に取り組む必要があります。

【具体的な取り組み】

■ 制度の啓発・利用促進

誰もが成年後見制度を正しく理解し、安心して制度を利用することができるよう、周南市成年後見支援センターを中心として、広報紙や講座、講演会などの多様な広報媒体を通して、市民への周知と正しい理解の促進を図るとともに、制度の認知度向上に努めていきます。

■ 制度の利用が難しい人への支援

(1) 市長申し立ての実施

本人、親族等による成年後見制度利用のための申し立てが困難な方に対し、市長による申し立てを行います。

申し立て事務については、対象者が高齢者の場合は地域福祉担当課、障害者の場合は障害者支援担当課が所管します。

また、成年後見支援センター、本人や親族が成年後見の申し立てをする際の手続きの支援も実施します。

(2) 後見人の報酬助成の実施

経済的な理由で成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対し、その報酬の全部又は一部を助成します。

第7章 第2次周南市重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援 体制整備事業 実施の経緯

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すものです。

本市においては、令和6年度より、分野や世代を超えた相談支援や多機関連携による取り組みを進め、更なる部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に取り組むため、社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業を実施しています。

この事業を適切かつ効果的に実施するとともに、市全体の支援関係機関による既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を整備し、第5次周南市地域福祉計画の目標である地域共生社会の実現を目指すため「第2次周南市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

2 計画の 位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて作成されるものであり、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」の施策の一つ「地域福祉の推進」を具体化・推進する、「第5次周南市地域福祉計画」に付随する計画として、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、「周南市高齢者プラン」、「周南市障害者計画」、「周南市子ども計画」等とも、調和・整合性を図ります。

3 事業の 内容と 実施体制

この事業は、8050問題、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題に対応できるよう、庁内各分野の横の連携を整備するとともに、地域関係団体、各種関係機関と連携し、重なり合って支援する包括的な支援体制を整備するものです。

具体的には以下の取り組みを通して、複雑な生活課題を抱える人が、身近な相談から適切な支援につながり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる包括的な支援体制の整備に取り組みます。

| | |
|-----------------------|---|
| (1)包括的相談支援事業 | 各相談機関において、属性や相談内容に関わらず、本人とその家族、世帯全体を包括的に受け止め、断らない相談支援を行います。 |
| (2)多機関協働事業 | 受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題については、もやいネットセンターで関係機関を招集し、持ち寄った情報を元に支援の方向性や役割分担など、全体調整を行いチーム支援につなげます。 |
| (3)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | チーム支援を行う中で継続的な支援が必要であれば、訪問等により本人との信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行うアウトリーチによる継続的支援を実施します。 |
| (4)参加支援事業 | 本人の意向により社会参加への支援が必要な方に対しては、本人・世帯の状態に合わせ、居場所や就労支援等を通じて、地域社会とのつながりを築く、参加支援を行います。 |
| (5)地域づくり事業 | 属性や世代を超えて交流できる多様な場づくりなど、地域のつながり、支え合いからの受け皿づくりを支援します。 |

重層的支援体制整備事業支援フロー イメージ図

(1) 包括的相談支援事業

福祉総合相談窓口である「もやいネットセンター」を中心として、断らない相談対応を実施するほか、対応が困難なケースに対し、多機関の支援関係者が参加するケース会議において個別に検討することにより、必要な支援につなげる体制の強化を図ります。

《もやいネットセンター推進事業（福祉総合相談窓口）》

| | |
|------|--|
| 支援対象 | 高齢者、認知症、障害者、生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラー等対象者を限らない |
| 実施方式 | 直営 |
| 箇所数 | 市内1箇所 |
| 支援機関 | もやいネットセンター |
| 業務内容 | 総合相談支援、権利擁護 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

《地域包括支援センター運営事業》

| | |
|------|---|
| 支援対象 | 65歳以上の高齢者等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 箇所数 | 市内7圏域8箇所(5包括支援センター、2ブランチ、1サテライト) |
| 支援機関 | 周南東部地域包括支援センター（久米、櫛浜、鼓南、熊毛） つづみ園地域包括支援センター（周陽、桜木、秋月、岐山、大津島） 徳山医師会地域包括支援センター（遠石、関門、中央、今宿） 周南西部地域包括支援センター（菊川、富田、和田、福川、夜市、戸田、湯野） 周南北部地域包括支援センター（須々万、長穂、向道、中須、須金、鹿野） 西部いきいきさぽーとステーション（夜市、戸田、湯野） 天王園在宅介護支援センター（熊毛） 高齢者相談コーナーやまなみ荘（鹿野） |
| 業務内容 | 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント |
| 所管課 | 地域福祉課 |

《障害者総合相談支援事業》

| | |
|------|--|
| 支援対象 | 障害者等及びその家族 |
| 実施方式 | 委託 |
| 箇所数 | 市内3箇所、市外3箇所、 |
| 支援機関 | 総合相談支援センターぱれっと 地域生活支援センターウィング 相談支援センター拓未（たくみ） 相談支援事業所Reika 相談支援センターしょうせい苑 相談支援センターひかり苑 |
| 業務内容 | 相談支援、権利擁護 |
| 所管課 | 障害者支援課 |

《利用者支援事業》

| | |
|------|--|
| 支援対象 | こども及びその保護者等 |
| 実施方式 | 直営 |
| 箇所数 | 市内各1箇所 |
| 支援機関 | こども家庭センター型：あんしん子育て推進課、基本型：こども保育課 |
| 業務内容 | こども家庭センター型：こども・妊産婦・子育て世帯への一体的相談支援、基本型：子育て相談支援、あんしん子育て推進課 |
| 所管課 | こども家庭センター型：あんしん子育て推進課、基本型：こども保育課、あんしん子育て推進課 |

《自立相談支援事業》

| | |
|------|---------------------------------|
| 支援対象 | 現に生活に困窮している、または生活困窮になりうる人及びその家族 |
| 実施方式 | 委託 |
| 箇所数 | 市内1箇所 |
| 支援機関 | 周南市自立相談支援センター |
| 業務内容 | 相談支援、支援プラン作成、自立支援 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

(2) 多機関協働事業

複雑化・複合化した福祉課題の解決に向け、「もやいネットセンター」に配置した「統括推進員」、関係課等に配置した事業の連携・調整役を担う「包括化推進員」や、様々な支援機関との緊密な連携により、迅速に対応できる体制を整えるとともに、研修等を通じて関係職員等のスキルアップを図ります。

また、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、特定の関係機関だけで対応が困難なケースについて、「もやいネットセンター」が「重層的支援会議」や「支援会議」を随時開催し、支援の方向性や関係機関ごとの役割分担などの調整を行います。

《多機関協働事業》

| | |
|------|--|
| 支援対象 | 複合的な課題を抱えている市民 |
| 実施方式 | 直営 |
| 箇所数 | 市内1箇所 |
| 支援機関 | もやいネットセンター |
| 構成機関 | 関係各課、包括的相談支援事業の支援機関、ケアマネジャー、弁護士、教育機関、ひきこもり支援ステーション、地域若者サポートステーション等 |
| 業務内容 | 複雑化・複合化した事例の課題把握、支援調整・役割分担、支援プランの作成・評価、支援会議・重層的支援会議の実施、進捗管理等 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

| 会議名 | 実施時期 | 実施内容 |
|------------------------|------|--|
| 重層的支援会議 | 随時 | プランの適切性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等 |
| 支援会議 (社会福祉法第106条の6) | 随時 | 本人同意が得られない場合の、日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討等 |

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本市では、民生委員・児童委員や福祉員等の地域の見守り関係者や、包括的相談支援事業者やケアマネジャー等の支援機関などと連携した地域見守りネットワークの取組を進めています。

「もやいネットセンター」に配置した「アウトリーチ支援員」は地域見守りネットワークと連携して積極的な情報収集を行い、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人や世帯を把握するとともに、必要な支援へ結びつけています。

また、課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人や、セルフネグレクトなど、サービスの受け入れを拒否する傾向にある人に対しては、ひきこもり支援機関等と連携し、継続的な関わりを持つために、本人や家族との信頼関係の構築に向けたアウトリーチ等によるきめ細やかな働きかけや家族支援等を行います。

《アウトリーチ等を通じた継続的支援事業》

| | |
|------|-----------------------------|
| 支援対象 | 複合的な課題を抱えているが必要な支援が届いていない人等 |
| 実施方式 | 直営 |
| 箇所数 | 市内1箇所 |
| 支援機関 | もやいネットセンター |
| 業務内容 | 家庭訪問、同行支援、伴走支援 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

(4) 参加支援事業

「もやいネットセンター」に「参加支援推進員」を配置し、生きづらさを抱え社会から孤立している人等に対し、本人の意向や状況に合わせ、既存の地域資源を活用し、地域の居場所や就労支援などを提供することで、社会とのつながりを回復する支援を行います。

また、本人が就労等を継続できるよう、受入先となった事業所を定期的に訪問し、勤務状況等についての相談を受けるなど、協力企業等のフォローアップを行います。

《参加支援事業》

| | |
|------|---------------------------|
| 支援対象 | 全市民 |
| 実施方式 | 直営 |
| 支援機関 | もやいネットセンター |
| 業務内容 | 社会参加支援、マッチング、定着支援、受け入れ先支援 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

(5) 地域づくり事業

既存の事業や取り組みを活かしながら、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい環境づくりを支援します。

また、各拠点において、把握し受け止めた課題については、各分野の専門機関等に情報共有するなど、必要な相談や参加につながるよう取り組みます。

《ふれあい・いきいきサロン事業》

| | |
|------|------------------------------|
| 支援対象 | 在宅で閉じこもりがちな高齢者等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 箇所数 | 市内189箇所（R7.4.1現在） |
| 業務内容 | 介護予防に関する体操、講話、健康管理、レクリエーション等 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

《住民運営通いの場》

| | |
|------|-----------------------------|
| 支援対象 | 65歳以上の高齢者等 |
| 箇所数 | 市内139箇所（R7.4.1現在） |
| 業務内容 | いきいき百歳体操、レクリエーション、お茶会、趣味活動等 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

《基幹型集いの場事業》

| | |
|------|------------------------------|
| 支援対象 | 65歳以上の高齢者 |
| 実施方式 | 委託 |
| 実施場所 | 徳山社会福祉センター、新南陽総合福祉センター |
| 業務内容 | 機能訓練機器、体操等のプログラム、介護予防に関する講座等 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

《介護予防中山間地域拠点事業》

| | |
|------|-----------------------------------|
| 支援対象 | 鹿野地域在住の65歳以上の高齢者等 |
| 実施方式 | 委託 |
| 実施場所 | 石船温泉憩の家 |
| 業務内容 | 介護予防に係る体操、講話、健康管理、レクリエーション、入浴、送迎等 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

《生活支援体制整備事業》

| | |
|------|---|
| 支援対象 | 65歳以上の高齢者 |
| 実施方式 | 委託 |
| 箇所数 | 第1層（市内全域）1箇所（生活支援コーディネーター1人） 第2層25箇所（生活支援コーディネーター35人） （R7年4月1日現在） |
| 業務内容 | 地域の困りごとの把握、協議体の設置、実施内容の協議 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

「地域活動支援センター事業（基礎的事業及び機能強化事業）」

| | |
|------|---|
| 支援対象 | 在宅の障害児、障害者 |
| 実施方式 | 委託 |
| 箇所数 | 市内3箇所 |
| 支援機関 | 精神障害者地域生活支援センターウィング 周南市地域活動支援センターポレポレ 心身障害者福祉作業所海月倶楽部 |
| 業務内容 | 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流等 |
| 所管課 | 障害者支援課 |

「地域子育て支援拠点事業」

| | |
|------|---|
| 支援対象 | 市内在住の4歳未満の乳幼児とその保護者（4歳以上の未就園児も可） |
| 実施方式 | 直営、一部委託 |
| 箇所数 | 市内12箇所 |
| 支援機関 | 【公立】 子育て交流センターぞうさんの家、にこにこセンター、わかやますくすくセンター、熊毛子育て支援センター、鹿野子育て支援センター、尚白子育て支援センター 【私立】 和光保育園子育て支援センター、共楽保育園子育て支援センター、みんなのおうち城ヶ丘、子育て支援センターさんさん、子育て支援センターマーガレット、子育て支援センターおひさま |
| 業務内容 | 交流の場の提供・促進、相談・援助の実施、情報の提供、講習等 |
| 所管課 | こども保育課 |

「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」

| | |
|------|------------------------------------|
| 支援対象 | 全市民 |
| 実施方式 | 直営 |
| 圏域 | 市内全域 |
| 業務内容 | 住民ニーズ・生活課題・社会資源の実態把握、住民の活動支援、情報発信等 |
| 所管課 | 地域福祉課 |

3 関係機関間 の連携

地域ケア会議などの個別ケース会議、地域の社会資源活用等を検討する場等を活かし、関係機関間の一体的な連携を図ります。

また、もやいネットセンターを中心に庁内連携会議等において、福祉部門以外の各関係課が所管する事業についても現状や課題について情報共有を行い、関係機関のネットワーク強化を図ります。

4 計画の進行 管理

「第5次周南市地域福祉計画」に包含する形で毎年度、庁内連携会議及び周南市地域福祉計画評価委員会等において、本計画の進捗状況の確認や評価を行います。

必要に応じて、新たな取り組み等の事業内容の検討を行い反映させるとともに、国の福祉政策の動向や地域の状況等に応じた計画の修正・見直しを行います。

第8章 計画の推進について

1 推進体制

- 本計画を着実に推進するためには、住民、住民団体、関係機関、社会福祉協議会、事業者、行政が連携して取り組むことが重要となります。そのため、それぞれが連携をとれるよう調整に努めていきます。

2 計画の普及

- 本計画を、市及び社会福祉協議会のホームページに公開します。
- 市が行う出前トークや研修の機会などを利用して、本計画を周知します。
- 関係機関や高等教育機関と連携し、本計画の普及に努めます。

3 計画の進捗管理

- 計画の進捗状況については、毎年評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。
- 本計画の1年目から3年目までは、地域福祉計画評価委員会で計画の進捗状況の把握、点検、評価を行います。
- 本計画の4年目及び5年目は、地域福祉計画評価・策定委員会で計画の進捗状況の把握、点検・評価等を行い、これらを踏まえて次期計画の策定を行います。
- 点検・評価については、PDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

PDCAサイクルのイメージ図

